

2025 年 9 月 1 日

各位

茨城県水戸市泉町三丁目 1 番 27 号

株式会社アンドエスティ HD

代表取締役 福田 三千男

東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号

株式会社アダストリア

代表取締役 北村 嘉輝

吸収分割に係る事後開示事項

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条)

株式会社アンドエスティ HD (2025 年 9 月 1 日付で「株式会社アダストリア」より商号変更。以下「分割会社」といいます。) 及び株式会社アダストリア (以下「承継会社」といいます。) は、2025 年 4 月 4 日付で分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約 (以下「本契約」といいます。) に基づき、2025 年 9 月 1 日を効力発生日として、分割会社が承継会社に対し、分割会社が株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理及びグループ運営に関する事業を除く分割会社が営む一切の事業に関する権利義務を承継させる吸収分割 (以下「本件吸収分割」といいます。) を行いました。

本件吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日 (会社法施行規則第 189 条第 1 号)

2025 年 9 月 1 日

2. 分割会社における法定手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 2 号)

(1) 吸収分割をやめることの請求 (会社法第 784 条の 2)

会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、分割会社に対して本件吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求 (会社法第 785 条)

分割会社は、会社法第 785 条第 3 項、第 4 項の規定に基づき、2025 年 7 月 25 日付で分割会社の株主に対し、電子公告を行いましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 新株予約権者の新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述（会社法第 789 条）

分割会社は、承継会社に承継したすべての債務について重疊的債務引受けを行ったため、会社法第 789 条の規定による手続きは行っておりません。

3. 承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 吸収分割をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、反対株主の株式買取請求はありませんでした。

(3) 債権者の異議申述（会社法第 799 条）

分割会社は、会社法第 799 条第 2 項、第 3 項の規定に基づき、2025 年 7 月 25 日付の官報及び日刊工業新聞により債権者に対して公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定に基づき異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日をもって分割会社が株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理及びグループ運営に関する事業を除く分割会社が営む一切の事業に関する権利義務を、本契約の定めに従って、承継しました。

5. 変更登記日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

効力発生日である 2025 年 9 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

以上